

随意契約結果(業務委託)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市地域子育て支援拠点事業業務委託「一般型(ひろば型)」	その他	U-me-cafe	2,517,498	令和3年10月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	大阪市地域子育て支援拠点事業業務委託「一般型(ひろば型)」	その他	子育てひろば ほっぺ	2,517,498	令和3年10月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
3	大阪市地域子育て支援拠点事業業務委託「一般型(ひろば型)」	その他	エコスペースゆう	2,517,498	令和3年10月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
4	大阪市地域子育て支援拠点事業業務委託「一般型(ひろば型)」	その他	おやこひろばnico	2,517,498	令和3年10月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
5	大阪市地域子育て支援拠点事業業務委託「一般型(ひろば型)」	その他	新深江みらいひろば	2,517,498	令和3年10月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
6	大阪市地域子育て支援拠点事業業務委託「一般型(ひろば型)」	その他	深江橋みらいひろば	2,517,498	令和3年10月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
7	大阪市地域子育て支援拠点事業業務委託「一般型(ひろば型)」	その他	関目つどいの広場 うたたね	2,517,498	令和3年10月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
8	市立幼稚園ホームページ作成支援機能運用等業務委託	その他	日本電気株式会社	18,688,835	令和3年10月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
9	総合福祉システム改修に伴うAI-OCRサービス及びRPAライセンスの利用契約	その他	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	1,007,781	令和3年10月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
10	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金にかかる通知書作成・封入封緘業務委託(概算契約)	その他	株式会社カマタ	16,521,450	令和3年12月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G21	—
11	子育て世帯臨時特別給付金担当用電話増設業務委託	その他	(株)浄美社	1,999,800	令和3年12月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業にかかる業務委託

## 2 契約の相手方

一般社団法人 U-me  
合同会社 Casa  
株式会社 C & A international  
株式会社 ナカミネ  
松下金属工業株式会社  
一般社団法人 コトモット

## 3 随意契約理由

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や負担感の増大等といった問題が生じている。本市では、次代の大阪を担うすべての子どもたちが、安全で安心な環境の中で育ち、豊かな心をはぐくみながら、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立して生きる社会、子どもを生き育てることに安心と喜びを感じることのできる社会を、社会全体で実現することをめざして「大阪市子ども・子育て支援計画（第2期）」を策定し、各種の子育て支援施策を積極的に推進しているところである。

その一環として、本市が実施主体となり、主に子育て家庭の親とその子ども（概ね3歳未満の児童及び保護者）が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図り、育児相談などを行う場を身近な地域に設置することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的として「地域子育て支援拠点事業」を実施している。

本事業は、「大阪市子ども・子育て支援計画（第2期）」により、令和6年度までに138か所で事業を実施することを目標に取り組んでおり、現在の実施施設での事業規模を維持した上で、さらに実施施設を拡充していくことが必要である。

本事業の委託事業者の選定については、単に価格による競争入札によるものではなく、その事業内容の実施にあたって地域のニーズを把握し、その地域に見合った市民サービスを提供する必要があるため、公募型プロポーザル方式により委託事業者を募集した。

令和3年10月の新規開設にかかる公募型プロポーザルにおいて選定された7施設については、これまでの子育て支援事業に取り組んできた経験・実績等を活かした提案があり、外部委員の意見聴取を経て、決定した事業者であることから、市民サービスの質・量ともにより充実することが期待できることから、上記相手方と業務委託契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

子ども青少年局子育て支援部管理課（電話 06-6208-7981）

随意契約理由書

1 案件名称

市立幼稚園ホームページ作成支援機能運用等業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社長 谷口充

3 随意契約理由

学校園のホームページは、学校園に係る情報を公開することにより、学校園、家庭及び地域が情報を共有するとともに、協働体制を確立し、開かれた学校園づくりに資することを目的とし、情報発信を行っている。

現在、市立幼稚園のホームページの運用は、学校園のネットワークである、「にぎわいねっと」を活用して実施しているが、「にぎわいねっと」の運用が令和3年度末に終了することに伴って、新たなホームページコンテンツが必要となるため、市立小・中学校と同様に校務支援システムを活用したコンテンツに移行するものである。

校務支援システムは、日本電気株式会社よりサービス提供されており、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知りえないものであるため、日本電気株式会社が本業務を行うことができる唯一の業者である。

以上の理由により、本案件について地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により日本電気株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課（幼稚園運営企画グループ）  
（電話 06-6208-8165）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

総合福祉システム改修に伴う AI-OCR サービス及び RPA ライセンスの利用

## 2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西 代表取締役社長 古田 正雄

## 3 随意契約理由

令和元年度から始まった幼児教育・保育の無償化（施設等利用給付）の事務の効率化を図るため、総合福祉システムを活用し、現在運用中である。今年度は更なる事務の効率化を図るため、手書き書類や帳票の文字読取を行いデータ化する AI 技術を使った OCR サービス（AI-OCR）を導入する改修（以下、「本件」とする。）を行っている。本件は総合行政ネットワーク（LGWAN）を用いたクラウドでの運用とし、RPA を用いて職員の作業不要で AI-OCR 事業者の提供する外部サーバにネットワーク接続して利用する。併せて AI-OCR サービスにおいて画像処理された帳票を総合福祉システムに取り込むことにより、書類の内容確認にかかる時間の短縮を図る。

総合福祉システム内の改修については、本件を含む改修として総合福祉システムを所管する福祉局福祉システム課が（株）NTT データ関西と業務委託契約を結んでいるが、本件はそれ以外に当課既設の LGWAN 端末を用いて、総合福祉システムで使用するデータを作成するための AI-OCR サービスとして、（株）NTT データの自治体向け AI-OCR サービスである「NaNatsu AI-OCR with DX Suite」を、RPA は同サービスと連携している「WinActor」を利用する前提で改修を行っている。それらの利用にかかる契約については総合福祉システム外の改修となるため、当課において契約を締結する必要がある。

（株）NTT データ関西は総合福祉システムの開発事業者であり、今回の改修も同社が行っている。「NaNatsu AI-OCR with DX Suite」及び「WinActor」の利用は総合福祉システム内外の改修と密接な関係にあり、改修業者である同社以外の者に履行させた場合、トラブル発生の際の責任の所在が不明確になり、システムの改修及びその後の円滑な利用に支障が出るため、同社との契約が必要不可欠である。

以上の理由により、本案件について地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号の規定により株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西と随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課（幼稚園運営企画グループ）  
（電話 06-6208-8165）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金にかかる通知書作成・封入封緘業務委託  
(概算契約)

### 2 契約の相手方

株式会社 カマタ

### 3 随意契約理由

令和3年11月19日、国における「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定され、そのうち、子ども・子育て支援策として、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、児童を養育している者（主たる生計維持者）の年収が960万円以上程度の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子どもたちに1人あたり10万円相当の給付を行うことが決定された。

そのうち5万円は現金を迅速に支給することとされており、その際、中学生以下の子どもについては、児童手当の仕組みを活用することで、「プッシュ型」で年内の給付を目指すことを求められている。本給付は贈与契約となるため、支給するには対象者への通知書送付が必要となるが、一般競争入札を実施した場合、年内の支給に間に合わない。また、国からの要請を踏まえ、受給対象である子育て世帯の生活に可能なかぎり支障を及ぼさないためにも、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約するものである。

ただし、競争性を可能な限り確保するという観点から、本件については複数者から見積を徴求し、その中で価格が最も低いものを相手方として決定する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

### 5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課 (電話06-6208-8112)

### 6 その他

令和3年12月1日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
子育て世帯臨時特別給付金担当用電話増設業務委託
- 2 契約の相手方  
株式会社浄美社
- 3 随意契約理由  
当該作業は、電話端末の増設による配線の新設を行うだけでなく、担当内でのグループ化や外線への接続・切断に伴うデータの設定を行う必要がある。  
このため、保守業者以外の者が当該作業を行った場合、機器が正常に作動しなくなる可能性があり、緊急時の不具合等が発生した場合、保守業者が対応できないなど、今後の保証がされなくなる。  
以上の理由により、現在、子育て世帯生活支援給付金担当が入居している西区の阿波座センタービルにおいて構内電話交換設備保守点検業務を委託している株式会社浄美社と特名随意契約を締結する。
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署  
こども青少年局企画部総務課  
(電話番号 06-6208-8150)